

株 主 各 位

京都市中京区御池通烏丸東入仲保利町191番地

上原成商事株式会社

取締役社長 上 原 大 作

第60回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第60回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成19年6月27日（水曜日）午後5時40分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成19年6月28日（木曜日）午前10時
2. 場 所 京都市中京区御池通烏丸東入仲保利町191番地
上原ビル2階 当社会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第60期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人及び監査役会の第60期連結計算書類監査結果
報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役10名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 会計監査人選任の件
- 第5号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件
- 第6号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.ueharasei.co.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、個人消費に弱さがみられるものの、企業収益の拡大を背景とした設備投資が増加し、雇用情勢も改善に向かうなど、景気は緩やかに拡大を続けてまいりました。

こうした中、当社グループは、第一次中期経営計画の最終年度となる当年度を、ビジョン共有化の仕上げの年と位置づけ、経営資源としての人財の育成と活用を中心課題に掲げて、将来の成長に向けての基盤強化に邁進いたしました。

特に販売面におきましては、リテール販売拠点の新設など積極的な投資を継続する一方で、コスト競争力の強化にも努め、管理面では保安防災専門部署を立ち上げるなど、顧客の視点に立った保安の確保と環境保全に注力いたしました。さらには、財務の健全性を維持するとともに、内部統制機能の整備にも着手いたしました。

その結果、売上高に役務収益を加えた営業収益は、市況の上昇と増販が寄与し988億2百万円（前期比3.8%増）と増加し、投資による負担増をコスト削減により吸収し、営業利益は14億1千4百万円（前期比25.9%増）、金融収支も着実に拡大し経常利益は19億7千5百万円（前期比23.7%増）と、それぞれ増加し当期純利益は9億8千4百万円（前期は純利益2千万円）と、減損会計を適用した昨年度から大幅に伸び、増収増益となりました。

<エネルギー関連>

・石油部門

国際原油市況は、春先から夏場にかけて史上最高値を更新した後、年度後半は大幅な下落を記録するなど非常に不安定な状況となりました。

また、記録的な暖冬による需給バランスの乱れは国内市場を大きくかく乱する要因となりました。こうした中、業界では一層の流通の効率化が進められると同時に、末端市場での適正市況構築が継続され、ガソリン価格は、夏場に湾岸危機以来となる高値を記録いたしましたものの、年間を通じては各油種・商品ともにコスト転嫁遅れが目立ち、厳しい収益環境からは抜け出せないままとなっております。

当部門では、リテール販売強化を推進し、32番目の直営店となる深草サービスステーション（京都市）の新設と国道彦根サービスステーション（彦根市）のセルフ化改造を実施した他、ホームセンターを中心とした家庭用灯油販売窓口の拡充を行い、市況や気候に左右されない強固な販売体制の確立に努めました。

また、長期化する製品価格の高止まりから、燃料転換やコージェネレーションシステムの停止が深刻な問題となってまいりましたが、全国優良顧客の掘り起こしにより産業用燃料につきましても販売窓口の拡充に努めました。

・液化ガス部門

液化石油ガスの輸入価格は、引き続き高値圏での推移となる中、市場では電力や都市ガスなど他エネルギーとの競争がますます激化いたしました。

こうした中、液化ガス業界ではクリーンで災害に強い分散型ガス体エネルギーとしての優位性を積極的にアピールし、大型熱源機や新規需要機器の開発・拡販による単位消費量の拡大を図る一方、物流効率化を推進し競合他エネルギーに対する競争力の強化に努めました。

当部門では、滋賀県での商圏・拠点再整備に着手し、湖北地区でのリテール事業拡充に向けたグループ会社との連携を実施した後、下期には湖南地域での販売店商圏承継を行い、リテール重視での事業拡大に傾注いたしました。また京都工場での他社との充填共同化の開始、綾部・舞鶴両工場の統合など流通の効率化にも努め、コスト競争力の強化を推し進めました。

以上により、エネルギー関連の売上高（役務収益を含む）は、638億5千8百万円（前期比3.9%増）となりました。

<建設資材関連>

・セメント部門

災害復旧需要を含む官公需の減少に対して民需は堅調に推移いたしました。しかし建設需要は東京など一部の大都市部に集中したことから、受注状況には地域間格差が発生いたしました。

また、素材価格の高騰に伴うコスト上昇と低在庫による需給の逼迫により市況の是正が必須の課題となり、業界では年間を通じて活動が強化されました。

当部門では、セメント販売においては販売チャネルとエリアの拡大を図り、従来の生コンクリート工場向け販売に加え、現場物件獲得に注力

するとともに、高松に出張所を開設し、北四国エリアから西日本エリアにかけての基盤強化に努めました。

生コンクリートにつきましては、契約残高の積み上げを最重点課題に掲げ、全国大手並びに地場優良建設会社への積極的な営業活動を展開いたしました。

・ 建材部門

官公需の減少に伴い土木関連商品への需要は依然として低迷状態が続いております。サッシ、住宅設備関連商品につきましては、これまで需要を牽引してきた大阪・神戸地区での住宅需要に陰りが生じ、代わって京都・滋賀地区での伸びが目立ちました。また、素材価格の高騰や建設機材の不足が影響し、工事費や一部商材が値上がりいたしました。

当部門では、受注をめぐる競争がますます激化する中で、仕入先との連携強化の下、取扱い商材の拡大を図り設計段階からの受注活動を強化いたしました。合わせて既存建設会社への積極営業を展開し大型物件の受注にも努めました。

以上により、建設資材関連の売上高（役務収益を含む）は、339億5千7百万円（前期比6.7%増）となりました。

< その他の部門 >

・ 機器部門

電力、都市ガスとの競合の中で、業界を挙げて高効率給湯器や浴室乾燥機、床暖房システムといった単位消費量拡大につながる機器開発を進め、また次世代に向けては燃料電池やガスエンジン発電機器などの普及にも取り組んでおります。

こうした状況の下、当部門では、連結グループ営業の強化を図り、地域に密着した拡販営業を展開いたしました。

・ 宝飾品部門

景況感の改善に伴い国内宝飾市場の環境も徐々に回復の兆しを見せておりますが、購買層の意識の多様化が進み、これに対応できるか否かで勝ち組と負け組が色分けされる状況となっております。

当部門では、催事・外商・店舗・ネットの各チャネルでの購買層の掘り起こしと顧客ニーズの把握に努め販売力の強化を行いました。

なお、前期まで活動しておりました住宅部門につきましては、保有する販売用不動産の売却をほぼ完了し、当連結会計年度は記載すべき活動を行っておりません。

以上により、その他の部門の売上高（役務収益を含む）は、9億8千7百万円（前期比48.4%減）となりました。

〈企業集団の事業セグメント別の売上高〉

第 60 期 部 門 別 売 上 高			
商 品 区 分	売 上 高	構 成 比	前 期 比
エ ネ ル ギ ー 関 連	63,858 ^{百万円}	64.6 %	103.9 %
建 設 資 材 関 連	33,957	34.4	106.7
そ の 他	987	1.0	51.6
売 上 高 合 計	98,802	100.0	103.8

(注) 上記の金額には役務収益を含めて表示しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は3億4千5百万円であり、主なものはサービスステーション（給油所）並びに液化ガス充填工場の改修費用であります。

なお、これらは全て自己資金にて充當いたしました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度は、特記すべきものはありません。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第57期 (15.4.1~16.3.31)	第58期 (16.4.1~17.3.31)	第59期 (17.4.1~18.3.31)	第60期 (18.4.1~19.3.31)
営 業 収 益 (百万円)	73,179	82,712	95,185	98,802
経 常 利 益 (百万円)	1,586	1,874	1,596	1,975
当 期 純 利 益 (百万円)	614	964	20	984
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) (円)	24.41	39.24	△0.87	42.39
総 資 産 (百万円)	38,884	41,369	40,838	42,210
純 資 産 (百万円)	28,735	29,496	29,914	30,333
1株当たり純資産額 (円)	1,221.90	1,268.97	1,287.03	1,302.98

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、自己株式数を控除して算出しております。
2. 第59期より、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しております。
3. 第60期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、当連結会計年度において、第一次中期経営計画に掲げた、連結売上高830億円、連結経常利益18億円の目標を達成することができました。今後もグループ一丸となった取り組みで着実に地域に密着した生活産業商社としての地歩を固め、企業価値の最大化に努めてまいります。その実現に向けてはあらゆる経営資源の投入を実行してまいります。引き続き、人的資源の活用と育成を最重要施策として打ち出し、当社にとりましても、関係各位や地域に対しましても、一人一人が必要不可欠の人として、当社のイズムを存分に発揮し、高い志をもって活動していけるよう、経営の基盤強化を行ってまいります。

また、企業と人との密着度が高まり、企業の果すべき社会的責任がますます重要視されるようになった今日では、企業自身による自己統制が厳しく求められております。当社では、内部統制委員会の下、連結グループ全体での内部統制機能の整備に努め、常に適正な運営を維持し、関係各位に安心と信頼をお届けできる体制作り注力してまいります。

財務戦略につきましては、引き続き、仕入調達資金の安定的確保と積極的投資を支える健全なキャッシュ・フローの維持に努めますとともに、会計基準や法的規制の変更にも的確に対応してまいります。また、全社的なコスト削減・効率化の促進に向けましても、一層の努力を行ってまいります。

販売戦略といたしましては、既存基礎事業の徹底した効率運営と質的大増販に向けた戦略的販売体制をスタートさせ、将来的にリテール事業の構成比拡大を図ってまいります。

なお、セグメント別での施策は以下のとおりとなっております。

<エネルギー関連>におきましては、サービスステーション網・家庭用液化ガス販売網のさらなる拡充に努めてまいります。高品質のサービスを京都・滋賀地区全域で提供していくために、引き続き積極的投資を実行してまいります。また、産業用直販・卸売につきましては、徹底した効率運営による全国での拡販営業を実行し、石油部門・液化ガス部門を統合しての総合エネルギー部門としてシナジー効果を追及してまいります。

<建設資材関連>におきましては、都市圏を中心とした展開と、京都・滋賀地区でのリモデル事業展開を推進してまいります。

セメント・生コンクリートでは、優良建設会社との取引間口の拡大に努め、契約残高の早期積み上げによる安定的な運営を実現いたします。

建材では、リモデル事業をスタートさせると同時にグループ各社の特色を活かし、グループ全体での付加価値向上に努めてまいります。

また、エネルギー、建設資材の既存部門とは独立して特販部を設置することにより、いっそう業界に精通した専門的な活動を展開し、両部門の再活性化を図ってまいります。

<その他の部門>におきましては、生活に密着した部分でのニーズに的確に対応し、販売基盤の拡充に努めてまいります。

当社グループは、関係各位の幸せを実現することこそを自らの使命とし、着実に前進を続けてまいります。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
上成商事(株)	10 ^{百万円}	100.0%	セメント・生コンクリートの販売
新ダイヤ産業(株)	15	100.0	セメント・生コンクリートの販売
昭和ガステック(有)	3	100.0	液化石油ガス・機器の販売
山田ガステック(株)	3	100.0	液化石油ガス・機器の販売
京都三協サッシ(株)	20	55.0	サッシの加工組立販売
山科三協ビルサッシ(株)	40	55.0	サッシの加工組立販売
上原硝子(株)	20	51.0	板ガラスの加工販売
湖北ガス(株)	10	50.0	液化石油ガスの販売
上原産業(有)	3	41.7 (41.7) [58.3]	セメント・生コンクリートの販売

(注) 1. 議決権の所有割合の () 内は、間接所有割合で内数であります。

2. 議決権の所有割合の [] 内は、緊密な者または同意している者の所有割合で外数となっております。

(7) 主要な事業内容（平成19年3月31日現在）

部 門	商品区分	取 扱 い 商 品
エネルギー	石 油	ガソリン・灯油・軽油・重油・潤滑油等
	ガ ス	液化石油ガス（プロパンガス・ブタンガス）・ 圧縮天然ガス
建設資材	セ メ ン ト	セメント・生コンクリート
	建 材 等	サッシ・ガラス・パイル・軽量外壁材・その他 建材 冷暖房機器・エレベーター設備・その他住宅設 備機器
そ の 他	機 器	給湯機器・厨房機器・その他設備機器
	住 宅	土地・建物
	宝 飾 品	宝石・地金製品・時計・毛皮・バッグ等

(8) 主要な営業所及び工場（平成19年3月31日現在）

上原成商事株式会社

○本社 : 京都

○支店 : 京都、大阪、滋賀、松山、名古屋、東京

○油槽所 : 京都油槽所、守山油槽所（滋賀県）、尼崎油槽所（兵庫県）

○液化石油ガス工場：京都・綾部（京都府）、湖南（滋賀県）

上成商事株式会社 本社（京都市中京区）

新ダイヤ産業株式会社 本社（東京都北区）

昭和ガステック有限会社 本社（滋賀県長浜市）

山田ガステック株式会社 本社（滋賀県草津市）

京都三協サッシ株式会社 本社（京都市中京区）

山科三協ビルサッシ株式会社 本社（滋賀県大津市）

上原硝子株式会社 本社（京都市中京区）

湖北ガス株式会社 本社（滋賀県東浅井郡）

上原産業有限会社 本社（京都市中京区）

(9) 従業員の状況（平成19年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
405 (27) 名	△2 (5) 名

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時従業員数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
337 (22) 名	△8 (3) 名	38.8歳	15.4年

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時従業員数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先（平成19年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社京都銀行	112 百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	50
長浜信用金庫	34

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 95,802,000株
- (2) 発行済株式の総数 24,053,942株（自己株式609,566株を含む）
- (3) 株主数 1,603名
- (4) 大株主（発行済株式の総数（自己株式を除く）の10分の1以上の数の株式を有する株主）

該当事項はありません。

参考 当社の大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数
シージーエムエフピーシーエフエクイティ	2,324 千株
コスモ石油株式会社	1,495
上原 一 晃	1,466
有限会社ケイアイエンタプライズ	1,150
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,130
ビービーエイチフォーフィデリティ ロープライスストックファンド	1,100
三菱マテリアル株式会社	1,098
金下建設株式会社	801
豊国石油株式会社	691
クレデイスイスユーロビービー クライアントエスエフピーブイエル	620

3. 会社の新株予約権等に関する事項

記載すべき事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役（平成19年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当または他の法人等の代表状況等
取締役会長 （代表取締役）	上 原 一 晃	(有)ケイアイエンタプライズ代表取締役
取締役社長 （代表取締役）	上 原 大 作	上成商事(株)代表取締役社長
取締役副社長	野 村 珠 雄	
常務取締役	山 田 彰	S S 部長
常務取締役	上 原 晋 作	管理統括・財務部長
常務取締役	江 田 克 裕	石油部長兼保安防災部長
取締役	林 田 昌 人	建設資材部長兼建設資材事務統括部長
取締役	松 村 政 夫	総務部長
取締役	若 杉 勇	経営企画室長
取締役	西 野 和 之	液化ガス部長兼空調販推室長 湖北ガス(株)代表取締役社長 昭和ガステック(有)代表取締役
監査役	小 幡 房 義	常勤
監査役	鈴 木 健 司	常勤
監査役	南 成 和	税理士
監査役	藤 田 昭 輔	(有)ザ・フジタ・コンサルティンググループ 代表取締役

- (注) 1. 監査役南 成和氏及び藤田昭輔氏は、社外監査役であります。
 2. 監査役南 成和氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

① 就任

平成18年6月29日開催の第59回定時株主総会において、西野和之氏が取締役に、鈴木健司氏が監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。

② 退任

平成18年6月29日開催の第59回定時株主総会終結の時をもって、常務取締役森川正明、取締役金下欣司、常勤監査役大槻眞次の各氏は辞任いたしました。

③ 当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動

氏名	新	旧	異動年月日
上原晋作	常務取締役 管理統括・財務部長	常務取締役 管理統括・財務部長兼 情報システム部長	平成18年4月1日
江田克裕	常務取締役 石油部長兼保安防災部長	取締役 石油部長	平成18年6月29日

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	報酬額
取締役	10名	182,242千円
監査役 (うち社外監査役)	4 (2)	40,249 (9,830)
合計	14	222,491

- (注) 1. 取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与引当額40,700千円（取締役10名に対し35,000千円、監査役4名に対し5,700千円（うち社外監査役2名に対し700千円））を含んでおります。
3. 報酬等の額には、役員退職慰労引当金の当事業年度増加額（取締役34,820千円、監査役4,030千円（うち社外監査役850千円））を含んでおります。
4. 上記のほか、平成18年6月29日開催の第59回定時株主総会決議にもとづき、役員退職慰労金を下記のとおり支給しております。

退任取締役 2名 19,490千円
退任監査役 1名 17,900千円

(4) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況

区分	氏名	主な活動状況
監査役	南 成和	当期開催のすべての監査役会に出席し、また5.3%の取締役会に出席している他、主に税理士として財務・会計等の見地からの発言・提言を行っております。
監査役	藤田昭輔	当期開催のすべての監査役会に出席し、また5.3%の取締役会に出席している他、経営者・コンサルタントとしての経験も豊富で、当社の経営上有用な指摘・意見を行っております。また、経営トップ等との定期的な意見交換会を実施しております。

(注) 監査役藤田昭輔氏は、(有)ザ・フジタ・コンサルティンググループ代表取締役であります。当社と同社の間に取引関係はありません。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

① 会計監査人

中央青山監査法人 (平成18年7月1日退任)

② 一時会計監査人

公認会計士中川正茂 (平成18年7月14日就任)
(平成18年9月30日退任)

みすず監査法人 (平成18年9月1日就任)

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬 21百万円

(3) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

22百万円

(注) 1. 当社の会計監査人であった中央青山監査法人(平成18年9月1日付のみすず監査法人に名称変更)は、平成18年5月10日付で金融庁から2ヶ月間(平成18年7月1日から平成18年8月31日まで)の一部業務停止処分を受けました。そのため、同監査法人は平成18年7月1日をもって当社の会計監査人としての資格を喪失したことにより退任いたしております。

2. 公認会計士中川正茂氏は、平成18年7月14日開催の当社監査役会において一時会計監査人として選任されました。また、同年9月1日付でみずず監査法人が一時会計監査人として追加選任され、公認会計士中川正茂氏との共同監査体制となりました。
3. 公認会計士中川正茂氏は、平成18年9月30日をもって当社の一時会計監査人を辞任いたしました。これに伴い当社の一時会計監査人はみずず監査法人のみとなりました。上記の報酬等の額には公認会計士中川正茂氏への報酬も含まれております。
4. 当社は会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である内部統制構築のアドバイザー業務に対して対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社は、平成18年5月8日開催の取締役会において、会社法及び会社法施行規則にもとづき、当社の業務の適正を確保するための体制整備について決議いたしました。

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社の取締役及び使用人は、法令・定款及び社会規範を遵守し、当社の定める倫理規程：行動規範にもとづいて行動する。
 - ② 上記①の徹底を図るために倫理委員会を設置し、同委員会にてコンプライアンスの取り組みを統括するとともに取締役及び使用人への教育等を行う。
 - ③ 倫理委員会は、総務部及び各関係部署と連携の上、コンプライアンスの状況を調査し、その活動を定期的に取り締り会及び監査役（会）に報告する。

- ④ 法令上疑義のある行為等については、使用人が直接情報提供を行う手段として倫理相談窓口を設置・運営する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報（取締役会議事録・稟議決裁書）は、文書または電磁的媒体（以下「文書等」という）で記録し、各文書管理担当部門にて10年間保存する。
- ② 監査役は上記保存された文書等を閲覧・謄写・複写することができる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクについては、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成等にて管理対応する。
- ② リスク管理対応は、特に災害及び危険物に係るものは保安防災部が行うものとし、それ以外の各部門が所管する業務に係るものは当該部門が行い、全社的・組織横断的リスクについては総務部が行うものとする。その他特別な場合は、取締役会にて管理対応部門を決定または組織する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社及び当社グループ全体に影響のある重要事項については、常務会により多面的な検討を経て慎重に意思決定を行う。
- ② 取締役の職務の執行の効率性向上と採算性管理の徹底を図るため、予算制度を設け、取締役会及び実績を検討する会議等にて業績の管理を行う。

(5) 当会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社及び各グループ会社の取締役は、法令遵守及びリスク管理体制を構築する権限と責任を有する。
- ② 各グループ会社の予算及び業績については当社経営企画部が管理し、各グループ会社の取締役は本社経営協議会等において定期的にこれを報告する。

- ③ 各グループ会社の一定範囲の業務に係る稟議事項は、当社の承認を必要とする。
- (6) **監査役（会）がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**
監査役（会）から内部監査体制の強化または増員の要請があるときは、監査役（会）と協議の上対応する。
- (7) **前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項**
監査役（会）は、内部監査業務所属の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役（会）より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して取締役及び所属長の指揮命令を受けないものとする。
- (8) **取締役及び使用人が監査役（会）に報告するための体制その他の監査役（会）への報告に関する体制**
取締役及び使用人は、監査役（会）に対し法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、倫理相談窓口への通報状況及びその内容をすみやかに報告する体制を整備する。報告の方法については、取締役と監査役（会）との協議により決定する。
- (9) **その他監査役（会）の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
- ① 監査役（会）は、監査の重要性と有効性に対する認識と理解を得るため、代表取締役等との定期的な意見交換会を設ける。
 - ② 監査役（会）は、会計監査人及び内部監査部門等との連携を図る。
 - ③ 監査役（会）は、グループ会社の業務執行者及び監査役等との意思疎通、情報交換その他実効的な連携を図る。

7. 会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

(注) 本事業報告中に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位：千円未満切り捨て)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	27,348,173	流動負債	10,532,661
現金及び預金	7,631,447	支払手形及び買掛金	6,148,436
受取手形及び売掛金	18,165,589	短期借入金	198,687
たな卸資産	597,820	未払法人税等	561,552
前渡金	503,176	繰延税金負債	431
繰延税金資産	248,769	前受金	501,134
その他	244,692	賞与引当金	210,154
貸倒引当金	△43,321	役員賞与引当金	40,700
固定資産	14,862,370	その他	2,871,564
有形固定資産	3,693,312	固定負債	1,344,371
建物及び構築物	1,386,722	長期借入金	4,084
機械装置及び運搬具	683,680	繰延税金負債	581,791
土地	1,584,051	退職給付引当金	290,221
その他	38,858	役員退職慰労引当金	465,620
無形固定資産	163,749	長期リース資産減損勘定	2,653
のれん	91,574	負債合計	11,877,032
その他	72,175	(純資産の部)	
投資その他の資産	11,005,308	株主資本	28,960,830
投資有価証券	5,426,073	資本金	5,549,682
長期貸付金	126,830	資本剰余金	5,456,233
差入保証金	4,163,315	利益剰余金	18,323,101
投資固定資産	171,442	自己株式	△368,188
繰延税金資産	15,086	評価・換算差額等	1,293,171
その他	1,252,342	その他有価証券評価差額金	1,293,171
貸倒引当金	△149,781	少数株主持分	79,509
資産合計	42,210,544	純資産合計	30,333,511
		負債・純資産合計	42,210,544

連結損益計算書

（平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで）

（単位：千円未満切り捨て）

科 目	金	額
売上高		97,858,183
売上原価		91,494,264
売上総利益		6,363,918
役員業務収益		944,438
営業総利益		7,308,357
販売費及び一般管理費		5,893,458
営業利益		1,414,899
営業外収益		
受取利息及び配当金	154,699	
有価証券利息	22	
仕入割引	131,061	
賃貸料	49,221	
報奨金	156,426	
持分法による投資利益	44,583	
その他の	103,015	639,030
営業外費用		
支払利息	8,869	
売上割引	32,326	
投資固定資産減価償却費	9,251	
その他の	28,030	78,477
経常利益		1,975,452
特別利益		
固定資産売却益	645	
貸倒引当金戻入額	33,981	
会員権売却益	1,415	36,042
特別損失		
固定資産処分損	34,131	
投資有価証券評価損	15,557	49,688
税金等調整前当期純利益		1,961,806
法人税、住民税及び事業税	548,983	
法人税等調整額	429,313	978,297
少数株主損失		599
当期純利益		984,108

連結株主資本等変動計算書

（平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで）

（単位：千円未満切り捨て）

	株 主 資 本					評価・換算差額等		少数株主 持分	純 資 産 計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株 主 資 本 合 計	その他有価証 券評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
平成18年3月31日残高	5,549,682	5,456,105	17,586,001	△369,632	28,222,157	1,692,735	1,692,735	80,109	29,995,002
連結会計年度中の変動額									
剰余金の配当（注）			△87,930		△87,930		—		△87,930
剰余金の配当			△87,926		△87,926		—		△87,926
役員賞与（注）			△40,540		△40,540		—		△40,540
当期純利益			984,108		984,108		—		984,108
持分法適用会社 の増加に伴う 増加			7,525		7,525		—		7,525
自己株式の取得				△2,883	△2,883		—		△2,883
自己株式の処分		128		269	397		—		397
持分法適用会社 の持分変動に 伴う増減			△38,137	4,058	△34,079		—		△34,079
株主資本以外の 項目の連結会計年度中 の変動額（純額）					—	△399,563	△399,563	△599	△400,163
連結会計年度中の変動額合計	—	128	737,100	1,444	738,672	△399,563	△399,563	△599	338,509
平成19年3月31日残高	5,549,682	5,456,233	18,323,101	△368,188	28,960,830	1,293,171	1,293,171	79,509	30,333,511

（注） 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

- ・連結子会社の数 9社
- ・主要な連結子会社の名称
上成商事株式会社
上原産業有限会社
京都三協サッシ株式会社
上原硝子株式会社
昭和ガステック有限会社
湖北ガス株式会社
新ダイヤ産業株式会社
山科三協ビルサッシ株式会社
山田ガステック株式会社

山田ガステック株式会社については、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ・持分法適用関連会社の数 3社
- ・持分法適用関連会社の名称
豊国石油株式会社
橋立生コンクリート工業株式会社
株式会社ダン生コン

株式会社ダン生コンについては、株式を再取得したことから、当連結会計年度において再び持分法適用の関連会社に含めております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

(4) 会計処理基準に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ)有価証券

- 満期保有目的の債券 償却原価法による定額法
- その他有価証券
時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定)
- 時価のないもの 移動平均法による原価法

(ロ)たな卸資産

- 販売用不動産 個別法による低価法
- その他商品 先入先出法による原価法

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	3年～50年
機械装置及び運搬具	5年～15年

③重要な引当金の計上基準

(イ)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ)賞与引当金

従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

(ハ)役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

(ニ)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生時の連結会計年度から費用処理しております。

(ホ)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

⑤その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(5) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

- (6) のれん及び負ののれんの償却に関する事項
 のれんの償却については、発生年度より5年間の均等償却を行っております。ただし、金額が僅少である場合一時償却しております。
- (7) 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更
 (貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)
 当連結会計年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。
 これまでの資本の部の合計に相当する金額は30,254,001千円であります。
- (役員賞与に関する会計処理)
 当連結会計年度より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)を適用しております。
 これにより営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ40,700千円減少しております。
- (8) 表示方法の変更
 (連結貸借対照表)
 前連結会計年度において、「連結調整勘定」として掲記されていたものは、当連結会計年度から「のれん」と表示しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

預金	75,311千円
建物	5,661千円
土地	11,738千円
計	92,710千円

上記に対応する債務残高

短期借入金	36,283千円
長期借入金	2,266千円
割引手形	55,260千円
計	93,809千円

なお、上記資産のほか、定期預金1,051,000千円及び投資有価証券12,775千円は、仕入先に対する取引保証として差し入れております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額	
有形固定資産	5,115,804千円
投資固定資産	290,897千円
なお、減損損失累計額は直接控除しております。	
(3) 偶発債務	
銀行借入金及び商業手形割引に対する保証	73,670千円
(4) 受取手形割引高	127,136千円
(5) 連結会計年度末日満期手形	
連結会計年度末日満期手形の会計処理については、当連結会計年度の末日が金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。当連結会計年度末日満期手形の金額は、次のとおりであります。	
受取手形	779,830千円
支払手形	622,143千円
受取手形割引高	1,745千円
(6) 当社及び連結子会社においては、資金調達の効率化及び安定化を図るため、取引銀行2行と当座貸越契約及び特定融資枠（コミットメントライン）契約を締結しております。	
特定融資枠契約の総額	1,220,000千円
当連結会計年度末借入残高	112,000千円
当連結会計年度末未使用枠残高	1,108,000千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式

24,053,942株

(2) 配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	普通株式	87,930千円	3.75円	平成18年3月31日	平成18年6月30日
平成18年11月24日 取締役会	普通株式	87,926千円	3.75円	平成18年9月30日	平成18年12月11日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	146,527千円	利益剰余金	6.25円	平成19年3月31日	平成19年6月29日

4. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

1,302円98銭

(2) 1株当たり当期純利益

42円39銭

5. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位：千円未満切り捨て)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	26,160,711	流動負債	9,686,175
現金及び預金	7,152,195	支払手形	1,763,479
受取手形	5,935,249	買掛金	3,810,934
売掛金	11,758,261	1年以内返済予定長期借入金	404
商品	457,523	未払金	1,309,831
販売用不動産	274	未払軽油・ガス税	1,018,559
前渡金	496,622	未払法人税等	544,000
繰延税金資産	240,288	前受金	496,278
その他	152,296	賞与引当金	189,000
貸倒引当金	△32,000	役員賞与引当金	40,700
固定資産	13,879,175	その他	512,987
有形固定資産	3,609,719	固定負債	1,209,879
建物	1,046,833	長期借入金	1,818
構築物	316,883	繰延税金負債	498,084
機械及び装置	641,913	退職給付引当金	241,702
車両及び運搬具	307	役員退職慰労引当金	465,620
工具器具及び備品	36,191	長期リース資産減損勘定	2,653
土地	1,567,590	負債合計	10,896,055
無形固定資産	73,249	(純資産の部)	
投資その他の資産	10,196,206	株主資本	27,856,249
投資有価証券	4,528,127	資本金	5,549,682
関係会社株式	159,352	資本剰余金	5,456,233
長期貸付金	600,517	資本準備金	5,456,105
差入保証金	3,896,658	その他資本剰余金	128
投資固定資産	171,442	自己株式処分差益	128
その他	1,215,108	利益剰余金	17,135,837
貸倒引当金	△375,000	利益準備金	393,757
資産合計	40,039,887	その他利益剰余金	16,742,080
		圧縮記帳積立金	48,454
		別途積立金	15,395,000
		繰越利益剰余金	1,298,626
		自己株式	△285,504
		評価・換算差額等	1,287,582
		その他有価証券評価差額金	1,287,582
		純資産合計	29,143,832
		負債・純資産合計	40,039,887

損 益 計 算 書

(平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで)

(単位：千円未満切り捨て)

科 目	金 額	
売 上 高		95,049,916
売 上 原 価		89,321,033
売 上 総 利 益		5,728,883
役 務 収 益		911,252
営 業 総 利 益		6,640,135
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,275,790
営 業 利 益		1,364,345
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	162,069	
そ の 他	439,123	601,193
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5,548	
そ の 他	66,421	71,970
経 常 利 益		1,893,567
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	468	
の れ ん 譲 渡 益	24,480	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	66,985	
会 員 権 売 却 益	1,415	93,349
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	33,954	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	25,047	59,002
税 引 前 当 期 純 利 益		1,927,915
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	514,976	
法 人 税 等 調 整 額	448,064	963,040
当 期 純 利 益		964,874

株主資本等変動計算書

(平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで)

(単位：千円未満切り捨て)

	株 主 資 本									自己株式	株主資本 合 計
	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金							
	資本金	資本剰余金		資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計		
		資本準備金	その他 資本剰余金			圧縮記帳 積立金	別 積立金	繰越利益 剰余金			
平成18年3月31日残高	5,549,682	5,456,105	—	5,456,105	393,757	55,193	15,095,000	843,408	16,387,359	△282,890	27,110,257
事業年度中の変動額											
別途積立金の積立(注)				—			300,000	△300,000	—		—
剰余金の配当(注)				—				△87,930	△87,930		△87,930
剰余金の配当				—				△87,926	△87,926		△87,926
役員賞与(注)				—				△40,540	△40,540		△40,540
当期純利益				—				964,874	964,874		964,874
自己株式の取得				—					—	△2,883	△2,883
自己株式の処分			128	128					—	269	397
圧縮記帳積立金の取崩し(注)				—		△3,499		3,499	—		—
圧縮記帳積立金の取崩し				—		△3,240		3,240	—		—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)				—					—		—
事業年度中の変動額合計	—	—	128	128	—	△6,739	300,000	455,217	748,477	△2,613	745,992
平成19年3月31日残高	5,549,682	5,456,105	128	5,456,233	393,757	48,454	15,395,000	1,298,626	17,135,837	△285,504	27,856,249

	評価・換算 差 額		純資産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日残高	1,686,166	1,686,166	28,796,424
事業年度中の変動額			
別途積立金の積立(注)		—	—
剰余金の配当(注)		—	△87,930
剰余金の配当		—	△87,926
役員賞与(注)		—	△40,540
当期純利益		—	964,874
自己株式の取得		—	△2,883
自己株式の処分		—	397
圧縮記帳積立金の取崩し(注)		—	—
圧縮記帳積立金の取崩し		—	—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△398,583	△398,583	△398,583
事業年度中の変動額合計	△398,583	△398,583	347,408
平成19年3月31日残高	1,287,582	1,287,582	29,143,832

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券	償却原価法による定額法
子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの	移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産	個別法による低価法
その他商品	先入先出法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年～50年
機械及び装置	8年～15年

② 無形固定資産

定額法（ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内による利用期間（5年）に基づく定額法）を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

③役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

④退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生時の事業年度から費用処理しております。

⑤役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の処理は、税抜方式によっております。

(6) 重要な会計方針の変更

（貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準）

当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。

これまでの資本の部の合計に相当する金額は29,143,832千円であります。

なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、会社計算規則（平成18年2月7日 法務省令第13号）により作成しております。

（役員賞与に関する会計処理）

当事業年度より、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第4号 平成17年11月29日）を適用しております。

これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ40,700千円減少しております。

(7) 表示方法の変更

(貸借対照表)

前事業年度まで、投資その他の資産「投資有価証券」に含めて表示しておりました「関係会社株式」（前事業年度109,399千円、当事業年度156,352千円）は、会社計算規則（平成18年2月7日 法務省令第13号）の適用に伴い、当事業年度より区分掲記しております。

投資その他の資産「その他」に含めて表示しておりました有限会社に対する出資持分（前事業年度3,000千円、当事業年度3,000千円）は、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号）第2条第2項により、旧有限会社法に規定する有限会社に対する出資持分が有価証券とみなされることとなったため、当事業年度より投資その他の資産の「関係会社株式」として表示しております。

(損益計算書)

前事業年度において「営業権譲渡益」として掲記されていたものは、当事業年度から「のれん譲渡益」と表示しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

預金 40,311千円

上記の資産は、昭和ガステック有限会社の銀行借入金34,000千円の担保に供しております。

なお、上記資産のほか、定期預金1,051,000千円は仕入先に対する取引保証として差し入れております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 4,948,579千円

なお、減損損失累計額は直接控除しております。

(3) 偶発債務

保証債務 347,401千円

（うち銀行借入金及び商業手形割引に対する保証 341,546千円）

（仕入先に対する支払保証 5,854千円）

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務

① 短期金銭債権 631,148千円

② 長期金銭債権 473,697千円

③ 短期金銭債務 315,509千円

(5) 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、当期の末日は金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。期末日満期手形の金額は、次のとおりであります。

受取手形	838,851千円
支払手形	528,245千円

(6) 当社は、資金調達の効率化及び安定化を図るため、特定融資枠（コミットメントライン）契約を締結しております。

特定融資枠契約の総額	1,000,000千円
当事業年度末借入残高	－千円
当事業年度末未使用枠残高	1,000,000千円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

① 売上高	2,680,025千円
② 仕入高	2,157,435千円
③ 営業取引以外の取引高	54,031千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	605千株	4千株	0千株	609千株

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加4千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少0千株は、単元未満株式の買増しによる減少であります。

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
販売用不動産評価損損金不算入額	11,249千円
貸倒引当金損金算入限度超過額	115,856千円
役員退職慰労引当金損金算入限度超過額	189,041千円
未払事業税損金不算入額	45,703千円
投資有価証券評価損損金不算入額	169,843千円
減損損失	376,122千円
その他	360,799千円
繰延税金資産小計	1,268,617千円
評価性引当額	△613,230千円
繰延税金資産合計	655,387千円
繰延税金負債	
圧縮記帳積立金	△33,118千円
その他有価証券評価差額金	△880,064千円
繰延税金負債合計	△913,182千円
繰延税金資産の純額	△257,796千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異がある時の、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	40.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.1%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.7%
住民税均等割等	1.4%
評価性引当額の増減	6.8%
その他	0.7%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	49.9%

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
機械及び装置	363,439千円	160,242千円	22,139千円	181,057千円
工具器具備品	99,164千円	73,091千円	－千円	26,073千円
その他	24,793千円	5,733千円	－千円	19,059千円
合計	487,397千円	239,067千円	22,139千円	226,189千円

②未経過リース料期末残高相当額

1年内	80,204千円
1年超	152,617千円
合計	232,821千円

リース資産減損勘定の残高 6,631千円

なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

③支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失

支払リース料	94,599千円
リース資産減損勘定の取崩額	7,626千円
減価償却費相当額	86,973千円
減損損失	－千円

④減価償却費相当額の算定方法

支払リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

属性	氏名	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員	上原一晃	当社代表取締役会長	(被所有)直接6.46 間接5.07	ゴルフ会員権の購入	4	投資その他の資産(その他)	4

- (注) 1. 取引金額及び期末残高には消費税等が含まれておりません。
 2. ゴルフ会員権の取引金額は、取引相場のないゴルフ会員権のため取得価格にて購入しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,243円11銭
 (2) 1株当たり当期純利益 41円15銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成19年5月21日

上原成商事株式会社
取締役会 御中

みすず監査法人

指定社員 公認会計士 深井和巳 ㊞
業務執行社員
指定社員 公認会計士 松田元裕 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、上原成商事株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、上原成商事株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

連結注記表 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (4) 会計処理基準に関する事項 ③重要な引当金の計上基準 (ハ) 役員賞与引当金に記載されているとおり、会社は当連結会計年度より、役員賞与に関する会計基準を適用しているため、当該会計基準により連結計算書類を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成19年5月21日

上原成商事株式会社
取締役会 御中

みすず監査法人

指定社員 公認会計士 深井和巳 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 松田元裕 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、上原成商事株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

個別注記表 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(3)引当金の計上基準 ③役員賞与引当金に記載されているとおり、会社は当事業年度より、役員賞与に関する会計基準を適用しているため、当該会計基準により計算書類及びその附属明細書を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第60期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び一時会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、定期的に事業の報告を受けるほか、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴きその業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、一時会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、一時会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、一時会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

一時会計監査人みせず監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

一時会計監査人みせず監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年5月25日

上原成商事株式会社 監査役会

常勤監査役 小幡 房 義 ㊟

常勤監査役 鈴木 健 司 ㊟

社外監査役 南 成 和 ㊟

社外監査役 藤 田 昭 輔 ㊟

(注) 当社の会計監査人でありました中央青山監査法人（平成18年9月1日みせず監査法人に名称変更）が、平成18年5月10日付で金融庁より業務停止処分を受けたことにより、平成18年7月1日付で会計監査人の資格を失いました。

これに伴い会社法第346条第4項及び第6項の規定に基づき、平成18年7月14日開催の監査役会の決議により、平成18年7月14日付で公認会計士中川正茂氏を一時会計監査人として選任いたしました。また、当社の監査業務の万全を尽くすため、当社の業務内容や会計方針について精通しているみせず監査法人を平成18年9月1日付で一時会計監査人として選任いたしております。

なお、一時会計監査人公認会計士中川正茂氏は平成18年9月30日付にて辞任されました。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、経営環境や業績動向等を総合的に勘案するとともに、株主の皆様に対し、長期的に安定した配当を、継続的に実施することを基本としております。

この基本方針にもとづき、剰余金の処分につきましては次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 株主に対する事項及びその総額

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき当期の業績を勘案した普通配当4円75銭に、当社第60期記念配当1円50銭を加え、合計6円25銭（中間配当3円75銭を含め年間配当10円）といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、146,527,350円となります。

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成19年6月29日といたしたいと存じます。

2. その他剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその金額

別途積立金	500,000,000円
-------	--------------

(2) 減少する剰余金の項目及びその金額

繰越利益剰余金	500,000,000円
---------	--------------

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役10名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに取締役10名の選任をお願いいたしたく存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴・当社における地位・担当 [他の法人等の代表状況]	所有する当社の株式の数
1	上原一晃 (昭和12年12月14日生)	昭和38年3月 当社入社 昭和39年5月 代表取締役社長に就任 平成8年4月 代表取締役会長に就任(現在) [有限会社ケイアイエンタプライズ 代表取締役]	1,466,560株
2	上原大作 (昭和43年10月23日生)	平成10年4月 当社入社 平成11年6月 取締役に就任 平成13年4月 常務取締役に就任 平成16年4月 代表取締役社長に就任(現在) [上成商事株式会社 代表取締役社長]	113,000株
3	野村珠雄 (昭和19年3月21日生)	昭和37年3月 当社入社 昭和62年6月 取締役に就任 平成5年6月 常務取締役に就任 平成11年4月 専務取締役に就任 平成16年6月 取締役副社長に就任(現在)	22,320株
4	上原晋作 (昭和47年3月1日生)	平成6年4月 当社入社 平成13年4月 財務部長(現在) 平成15年6月 取締役に就任 平成15年10月 情報システム部長 平成17年4月 常務取締役に就任(現在) 平成17年7月 管理統括(現在)	109,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴・当社における地位・担当 [他の法人等の代表状況]	所有する当社の 株 式 の 数
5	江 田 克 裕 (昭和22年7月18日生)	昭和47年3月 当社入社 平成9年4月 石油事業部石油部長 平成13年4月 石油部長 平成14年6月 取締役役に就任 平成18年6月 常務取締役役に就任 (現在) 保安防災部長 平成19年4月 エネルギー統括 (現在) 保安防災担当 (現在)	18,160株
6	林 田 昌 人 (昭和21年1月19日生)	昭和39年2月 当社入社 平成11年4月 建設資材事業部事務統括部 長 平成13年4月 建設資材事務統括部長 (現 在) 平成16年4月 建設資材部長 平成16年6月 取締役に就任 (現在) 平成19年4月 建設資材統括 (現在)	17,000株
7	松 村 政 夫 (昭和23年3月20日生)	昭和41年3月 当社入社 平成10年4月 総務部長 (現在) 平成16年6月 取締役に就任 (現在)	17,000株
8	若 杉 勇 (昭和24年9月17日生)	昭和47年3月 当社入社 平成12年4月 液化ガス事業部液化ガス部 長 平成13年4月 液化ガス部長 平成16年4月 経営企画室長 平成16年6月 取締役に就任 (現在) 平成19年4月 経営企画部長 (現在) ファッション&ライフグ ループ担当 (現在)	17,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴・当社における地位・担当 [他の法人等の代表状況]	所有する当社の 株 式 の 数
9	西 野 和 之 (昭和22年7月11日生)	昭和41年3月 当社入社 平成18年4月 液化ガス部長 (現在) 空調販推室長 (現在) 平成18年6月 取締役役に就任 (現在) [昭和ガステック有限会社 代表取締役] [湖北ガス株式会社 代表取締役社長]	15,192株
10	※ 岩 本 武 典 (昭和24年9月3日生)	昭和48年3月 当社入社 平成5年4月 石油部名古屋支店長 平成16年4月 石油部京都支店長 平成17年4月 京都三協サッシ株式会社 出向 (現在) [京都三協サッシ株式会社 代表取締役社長]	7,000株

- (注) 1. 取締役候補者西野和之氏は、昭和ガステック有限会社の代表取締役を兼務しており、当社は同社との間に販売等の取引関係があります。
2. 取締役候補者西野和之氏は、湖北ガス株式会社の代表取締役社長を兼務しており、当社は同社との間に仕入等の取引関係があります。
3. 取締役候補者岩本武典氏は、京都三協サッシ株式会社の代表取締役社長であります。平成19年6月12日付で代表取締役社長を辞任する予定であります。当社は同社との間に販売等の取引関係があります。
4. ※は新任取締役であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役小幡房義氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、後任として山田 彰氏の選任をお願いいたしたく存じます。

なお、本総会において補欠選任された監査役の任期は、前任者の残任期間となります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴・当社における地位・担当 [他の法人等の代表状況]	所有する当社の株式の数
山田 彰 (昭和19年4月21日生)	昭和38年3月 当社入社 平成12年6月 取締役就任 平成13年4月 S S部長(現在) 平成16年6月 常務取締役就任(現在)	22,000株

(注) 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であった中央青山監査法人は、平成18年5月10日付で金融庁より法定監査業務の一部を、平成18年7月1日から同年8月31日までの2ヶ月間停止する旨の業務停止処分を受けました。これに伴い、同監査法人は平成18年7月1日をもって会計監査人としての資格を喪失し、当社の会計監査人を退任いたしました。

このような事態に対処するため、当社は会社法第346条第4項及び第6項の規定にもとづき、平成18年7月14日開催の監査役会決議により公認会計士中川正茂氏（平成18年9月30日辞任）を、さらに平成18年9月1日をもってみすず監査法人（旧中央青山監査法人）を、それぞれ一時会計監査人として選任し、現在に至っております。

このたび、当社の監査業務を担当している公認会計士が、みすず監査法人から京都監査法人に移籍することとなりました。

当社の会計監査人につきましては、監査業務の継続性を重視し、また当社に対して適正かつ厳格な監査業務を遂行してまいりましたみすず監査法人の公認会計士が移籍する予定の京都監査法人が適任であると考えられますことから、本議案は、京都監査法人を本總會終結の時をもって、みすず監査法人に代わる当社の会計監査人として選任することをお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

会計監査人候補者は次のとおりであります。

監査法人の名称	京都監査法人
主たる事務所の所在地	京都府京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8
沿革	平成19年3月19日設立
概要	構成人員 公認会計士 5名（平成19年3月22日現在）

(注) 平成19年7月時点で、当社の監査業務を行うに当たり必要な人数規模の監査法人となる予定です。

第5号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって取締役を退任されます山田 彰氏、並びに本総会終結の時をもって監査役を辞任されます小幡房義氏に対し在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたく存じます。

その具体的金額、支払の時期及び方法等の決定は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議に、それぞれご一任願いたく存じます。

退任取締役及び退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
山田 彰	平成12年6月 当社取締役に就任 平成16年6月 常務取締役に就任（現在）
小幡房義	平成17年6月 当社常勤監査役に就任（現在）

第6号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、平成11年6月29日開催の第52回定時株主総会において月額1,500万円以内、監査役の報酬額は、平成7年6月29日開催の第48回定時株主総会において月額400万円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化等諸般の事情を勘案するとともに、会社法の施行にともない、今後は取締役及び監査役の賞与を報酬枠内に含め、取締役の報酬額を年額2億3,000万円以内、監査役の報酬額を年額6,000万円以内と改めさせていただきますと存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は10名、監査役は4名ですが、第2号議案及び第3号議案が原案どおり可決されますと、現在と同様の取締役は10名、監査役は4名となります。

以上